

令和7年8月21日

令和7年度 第2回磐田市の国民健康保険事業の運営に関する協議会【資料1】

国民健康保険税率改定について

磐田市 健康福祉部 国保年金課

一人あたり事業費納付金の推移及び見込み



	実績								見込み			
年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
一人当たり納付金(磐田市)	121,474円	129,193円	133,393円	134,263円	138,243円	140,845円	143,278円	145,608円	147,938円	151,192円	154,216円	平均
前年比増減		7,719円	4,200円	870円	3,980円	2,602円	2,433円	2,330円	2,330円	3,255円	3,024円	2,869円
伸び率		1.064	1.033	1.007	1.030	1.019	1.017	1.016	1.016	1.022	1.020	

* 伸び率は、H30～R7は磐田市実績、R8～R10は県推計伸び率（過去5年の県全体の平均伸び率により推計）

1年度あたり平均約2,800円の増額

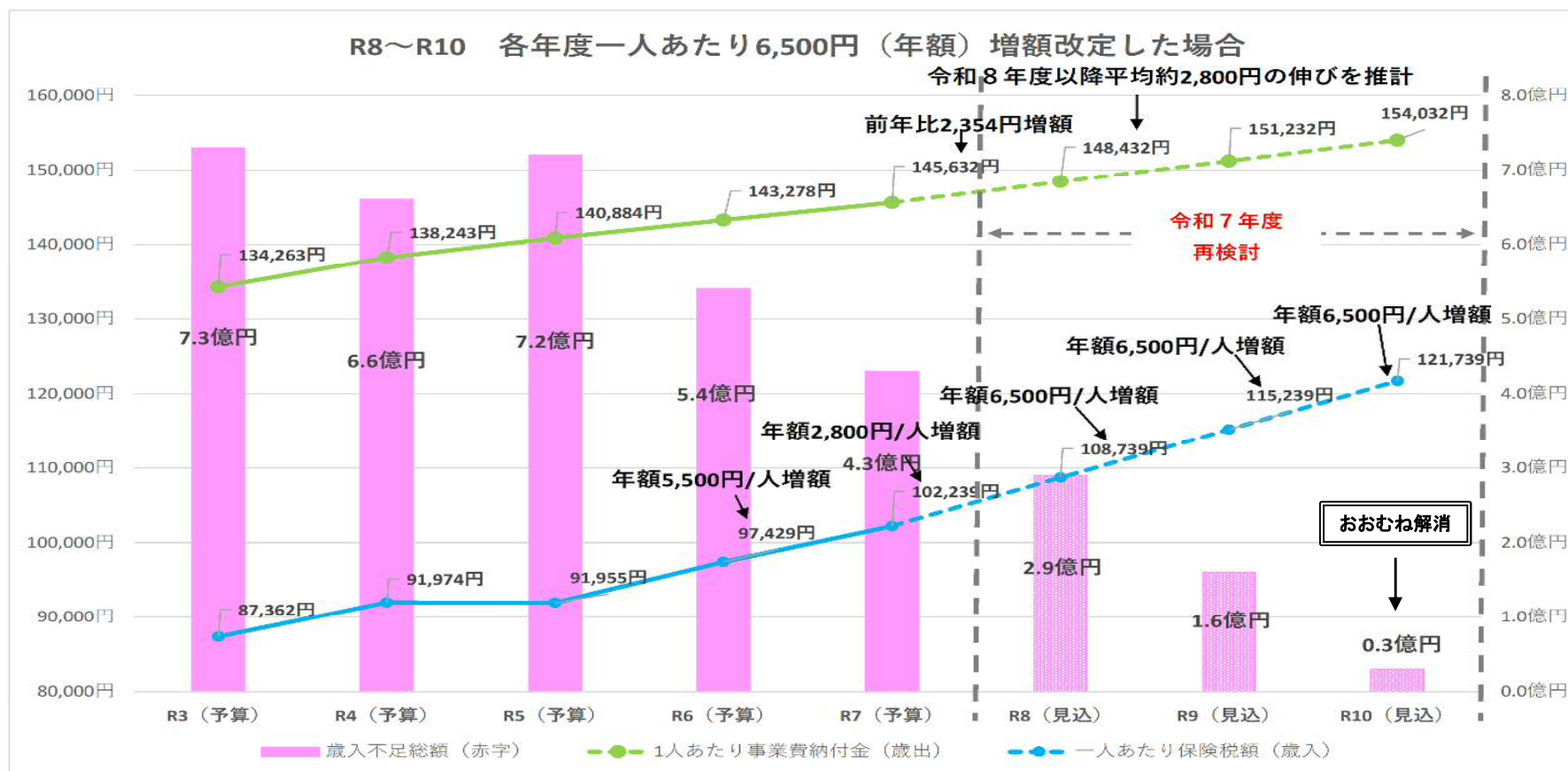
一人あたり事業費納付金の推移及び見込み

- 令和8年度以降の一人あたり事業費納付金の金額については、過去5年間の県全体の平均伸び率により推計し、1年度あたり約2,800円の増額を見込んだ。

令和8年度以降の改定へ向けた検討【税率】

改定案①「令和10年度に歳入不足額を解消する場合」

- ・歳入不足額を、当初の目標年次である令和10年度に解消するために、毎年6,500円程度の増額改定を行う。
- ・前回改定（令和6年度5,500円、令和7年度2,800円）より、1年あたり2,350円（6,500円- 4,150円）の増額となる。
- ・今回の改定では、令和8年度及び令和9年度それぞれ6,500円程度増額することとし、令和10年度以降の改定方法は、令和9年度に再度、検討する。



- ・ 前回の増額幅（令和6年度5,500円、令和7年度2,800円）と同額程度の改定を行う。
- ・ 前回改定時の「歳入不足額を令和10年度までに3億円程度まで削減する」とした当面の目標は達成され、2億円程度となる見込みである。
- ・ 今回の改定では、令和8年度5,500円程度、令和9年度2,800円程度増額することとし、令和10年度以降の改定方法は、令和9年度に再度、検討する。



令和8年度以降の改定へ向けた検討【賦課方式】

賦課方式の状況

- ・令和4・5年度の改定時から県国保運営方針に沿って賦課方式の見直し（資産割率の削減、介護納付金平等割額の削減）を開始。
- ・税率同様、被保険者への影響を考慮し、段階的な改定を実施。



【現行（令和6年度～）静岡県国保運営方針の内容】

令和9年度までに、医療分及び後期高齢者支援金分は3方式とし、介護納付金分は2方式とすることを目標とする。

改定案

医療分の資産割を廃止する。

区分	種別	令和3年度	令和4・5年度	令和6・7年度	（今回改定案） 令和8年度以降	改定後 賦課方式
基礎課税分 （医療分）	資産割	30.00%	20.00%（△10.00%）	10.00%（△10.00%）	0.00%（△10.00%）	3方式

現行

	医療分	後期 支援分	介護分
所得割	○	○	○
資産割	○	—	—
均等割	○	○	○
平等割	○	○	—



改定案

	医療分	後期 支援分	介護分
所得割	○	○	○
資産割	廃止	—	—
均等割	○	○	○
平等割	○	○	—